入 札 説 明 書

令和 5 年度 湖東平野農業水利事業 湖東平野幹線水路等整備工事

令和6年8月5日

農林水産省

近畿農政局湖東平野農業水利事業所

「令和5年度 湖東平野農業水利事業 湖東平野幹線水路等整備工事」に係る入札公告(建設工事)に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和6年8月5日
- 2 契約担当官等 分任支出負担行為担当官近畿農政局 農林水産技官 植田 康成
- 3 担当部局 〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町 近畿農政局 会計課 石川 電話番号 075-366-2441 E-mail tsutomu_ishikawa040@maff.go.jp

4 工事概要

- (1)工事名 令和5年度 湖東平野農業水利事業 湖東平野幹線水路等整備工事
- (2) 工事場所 滋賀県東近江市池庄町及び池之尻町
- (3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。
- (4) 工 期 令和6年9月27日から令和7年1月24日まで。(120日間)(予定) 本工事は、工期の前に、建設資材や建設労働者などが確保できるよう余裕期間制度を活用 する工事である。詳細は特別仕様書に示すとおりである。
- (5) 本工事は、提出された競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(簡易II型)の適用工事である。
- (6) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の対象工事である。
- (7) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
- (8) 本工事は、入札説明書の交付、申請書及び確認資料の提出、受領に係わる確認及び入札について原則として電子入札システム(以下「電子入札方式」という。)により行う対象工事である。ただし、電子入札方式によりがたい場合は、紙入札方式(持参に限る)の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得た者は紙入札方式に代えることができる。

(9) 本工事は、契約手続きにかかる書類の接受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

(10) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境(快適トイレ)の整備について、監督職員と協議し、 変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(11) 本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

(12) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費 (率分)、現場管理費(率分)を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日 による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等に

より週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

(13) 本工事は、週休2日制を促進するため、週休2日に取り組むことを前提として、現場閉所 状況に応じて「地方農政局工事成績等評定実施要領(模範例)の制定について」(平成 15 年

2月 19 日付け 14 地第 759 号大臣官房地方課長通知) に基づく工事成績評定において加 点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工

事である。

(14) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状

況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(15) 本工事の施工にあたり、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務

管理費」の下記に示す経費(以下「実績変更対象経費」という。)については、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変

更することができる。

営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(16) 本工事の施工にあたり、「共通仮設費(率分)のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費 (以下「実績変更対象経費」という。)については、工事実施にあたって積算額と実際の費用 に乖離が生じた場合、契約締結後、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時

点で設計変更することができる。

運搬費:建設機械の運搬費

準備費:抜開・除根・除草等

5 競争参加資格

(1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 近畿農政局における令和5・6年度一般競争参加資格のうち、「土木工事「B」、「C」又は「D」等級」の認定を受けていること。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
- (3)会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記(2)の再認定を受けた者を除く。

(4) 施工実績

ア 平成 21 年 4 月 1 日から申請書及び確認資料の提出期日(別表 1 ①に示す期限日)の前日までに元請けとして完成・引渡しが完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。

ただし、経常建設共同企業体にあっては構成員のうち1社が同種工事の施工実績を有すること。なお、共同企業体としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

イ 同種工事とは、「管水路工事」とし、規模は問わないものとする。

また、当該実績が各地方農政局(沖縄総合事務局を含む。)の発注した工事である場合にあっては、工事成績評定表の評定点が65点未満のものを除く。

ウ 施工実績は、工事名、発注機関名、施工場所、契約金額、工期の他、工事概要(工種・規模等)を記載すること。

(5) 配置予定技術者の資格要件確認

配置予定技術者について、建設業法に従って当該工事に配置できるかを審査するため、開 札後に評価値が最上位の者に要件を満たすことを確認する技術資料の提出を求める。

なお、技術資料の提出を求めた者が要件に満たない場合は、その者を失格とし、評価値が 次順位の者に技術資料の提出を求めて要件を確認する。

ア 資格要件

次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を、建設業法に従って当該工事に配置できること。なお、主任技術者等を専任で配置することが必要となる工事及び管理技術者の配置が必要となる工事は、建設業法第二十六条条第一項、第二項及び政令第二十七条第一項の定めによる。

(ア) 平成21年4月1日から申請書及び確認資料の提出期限日(別表1①に示す期限日)の前日までに元請けとして完成・引渡が完了した同種工事「管水路工事」の経験を有すること。ただし、各地方農政局(沖縄総合事務局含む。)の発注した工事である場合は、工事成績評定点が65点未満のもを除く。なお、経常建設共同企業体にあっては、1人の主

任(監理)技術者が同種工事の経験を有すること。

(イ) 主任技術者

- a 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハの何れかに該当する者であること。
- (1級国家資格者、2級国家資格者、実務経験者)

(ウ) 監理技術者

- a 建設業法第15条第2号イ又はハの何れかに該当する者であること。
 - (一級国家資格者、国土交通大臣特別認定者)
- b 監理技術者資格者証を有する者であること。

ただし、監理技術者資格者証を平成16年3月1日以降に交付されている場合は、管理技術者講習(建設業法第26条第4項で定める国土交通大臣の登録を受けた講習)修了証も有する者であること。

(エ)入札参加者と配置予定技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係(申請書及び確認資料の 提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係)にあること。

イ 提出を求める技術者資料

配置予定技術者に関する技術資料は、次に従い作成すること。

(ア) 配置予定の技術者

a ア (ア) に掲げる資格があることを判断できる、配置予定技術者の資格、同種工事 の経験を、別記様式3に記載すること。

なお、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、落札決定までに、入札の辞退を(別記様式8)により速やかに行わなければならない。これらの行為を行わず入札した者については、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

b 技術者資料の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある証明の資料として、監理技 術者資格証の写し又は健康保険被保険者証の写しを提出すること。

(イ) 契約書の写し等

- (ア)の配置予定技術者の工事経験を証明する資料として、CORINS に登録されている 工事を優先して選定する。ただし、次の内容に留意して資料を提出するものとする。
- a CORINS に登録されている場合は、登録内容確認書又は竣工時工事カルテ受領書および竣工時工事カルテの写し(別記様式3に記載された同種工事等の要件を確認出来る部分のみ)を提出すること。
- b CORINS に登録されていない場合、登録内容確認書又は竣工時工事カルテ受領書及び 竣工時工事カルテのみでは同種工事等の要件(施行規模、構造、寸法等)が証明でき ない場合には、契約書の写し(契約書、工事特別仕様書、契約図面等)を添付するこ と。
- c 配置予定技術者の工事経験については、工事に従事した者が CORINS に登録されていない場合は、従事期間中の工事内容が確認できる書類(全体実施工程表等)を合わせて添付するものとする。
- d 各地方農政局の発注工事に係る実績である場合は、工事成績評定点が65点未満のものは実績として認めないため、必ず工事成績評定通知書の写しを添付すること。

e 配置予定技術者の資格を証明する書類として、一級(二級)技術検定合格証明書、 監理技術者資格者証、監理技術者資格講習修了証等を添付すること。

ウ 提出方法

- (ア) 資料提出の連絡: 開札後、対象者あてに速やかに連絡する。
- (イ)提出期限:開札後、別表1⑩に示す日時までに提出するものとし、修正及び再提出は 認めない。また、その記載内容が適正でない場合は競争参加資格を認めない。
- (ウ) 提出方法:電子メールにより近畿農政局会計課 (tsutomu_ishikawa040@maff.go.jp) あてに電子ファイルを送信すること。

また、電子ファイルを送信した場合は、電話にてその旨を連絡し、着信確認を得ること。

- (エ) その他:技術資料は総合評価における加算点とはしない。
- (6) 本工事に経常建設共同企業体として申請書を提出した場合、その構成員は単体として申請書を提出することはできない。
- (7) 申請書及び確認資料の提出期限の日から開札時までの期間に「近畿農政局工事請負契約指名停止等措置要領」(平成15年9月1日付け15近総第408号(理))に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 本工事に係る設計業務等の受注者(受注者が設計共同体である場合においては、当該設計 共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連が ある建設業者でないこと。
 - ア 「本工事に係る設計業務等の受注者」とは、次に掲げる者である。
 - 該当なし
 - イ 「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の(ア)又は(イ)に該当する者である。
 - (ア) 当該受注者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者
 - (イ) 建設業者の代表権を有する役員が、当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- (9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとる ことは、近畿農政局競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないこと に留意すること。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(ア)子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)

の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(ア) 一方の会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に 規定する会社等をいう。以下同じ。)の役員(同条同項第3号に規定する役員のうち、次 に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ただし、会社等の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
- (a)会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員で ある取締役
- (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (d)会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
- d 組合の理事
- e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同一視しうる 資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (10)「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」(平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (11) 以下に定める届出をしていない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。 ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

- ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- (12) 滋賀県東近江土木事務所管内(東近江市・近江八幡市・日野町・竜王町)又は滋賀県湖東土 木事務所管内(彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町)に本店又は支店、若しくは営業所 を有する者であること。
- 6 競争参加資格の申請及び確認
- (1)本競争の参加希望者は、5 (1)から(11)までに掲げる競争参加資格を有することを証明するため技術資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。ただし、申請書及び確認資料の提出者が申請書及び確認資料の提出期限の日において上記5 (2)の認定を受けていない者及び会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者も、技術資料を提出することができる。

この場合において、5 (1)及び(4)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において5 (2)及び(3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が、競争に参加するためには、開札の時において5 (2)及び(3)に掲げる事項を満たしていなければならない。

- (2) 上記(1)の確認は、申請書及び確認資料の提出期限の日をもって行うものとする。ただし、上記5(7)の指名停止については、申請書及び確認資料の提出期限の日から競争参加資格の確認を行う日までのすべての期間について確認するものとする。
- (3)申請書及び確認資料の提出は次のア、イ及びウによるものとする。提出期間までに申請書及び確認資料を提出しない者並びに分任支出負担行為担当官が競争参加資格が無いと認めた者は、当該競争に参加することができないものとする。

ア 提出期間:別表1①に示す日時

イ 提出場所:〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町

近畿農政局 会計課 石川

電話番号 075-366-2441

E-mail tsutomu_ishikawa040@maff.go.jp

ウその他

(ア)申請書及び確認資料の提出は、電子入札方式により提出すること。ただし、発注者の 承諾を得て、紙入札方式による場合は、提出場所へ持参又は郵送(郵便書留や宅配便な ど配達の記録が残るものに限る)するものとする。

なお、提出部数は1部とする。

電子入札方式における資料の受領確認通知は、資料の受信を確認したものであり内容を確認したものではない。

(イ)電子入札方式による場合のファイル形式は以下のいずれかの形式にて作成することとし、資料の総容量を 10MB以内とする。総容量が 10MBを超える場合は、申請書及び 確認資料のすべてを、提出期間内必着で郵送(郵便書留や宅配便など配達の記録が残る

ものに限る)又は持参すること。郵送の際の送付先は上記(3)イの提出場所と同じ。 ただし、郵送又は持参した場合でも「申請書」のみを電子入札方式により提出期間内に 提出すること。

- Microsoft Word
- · Microsoft Excel
- ・PDFファイル

Zip 形式又はLzh 形式により圧縮(自己解凍形式は除く。)して送付することを認める。なお、詳細は「農林水産省電子入札運用基準標準例」(電子入札センターホームページ: https://www.maff-ebic.go.jp/menu.html) による。

- (4)「申請書」は、別記様式により作成すること。
- (5) 5 (4) 施工実績及び5 (5) 施工経験の確認を行うにあたっては、政府調達に関する協定 (平成7年条約第23号)を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的 であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあって は、我が国における同種の工事の施工実績をもって行う。
- (6)「確認資料」は次に従い作成すること。

作成する資料の内容は、下表のとおりとする。下表の1)施工実績の記載事項を証明する 書類として、同種工事にかかる契約書(特別仕様書、工事数量表、図面等)の写しを提出す ること。なお、契約書の写しは、工事名、契約金額、工期、発注者、受注者を確認できる部分 のみでよい。ただし、財団法人建設情報総合センターの「工事実績情報システム(CORINS)」 に登録されている場合は、同システムの写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する 必要はない。

また、同種工事が地方農政局(沖縄総合事務局を含む。)の発注した工事である場合にあっては、当該工事にかかる工事成績評定通知書の写しを添付すること。

記載事項	内容に関する留意事項
1) 施工実績	5 (4)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を、別
	記様式2-1に記載する。
2)配置予定技術者	5 (5) に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格及び
の状況	同種工事の経験(下記14)の施工経験と同一の工事を優先して記載すれば1
	件でも良い。)を、別記様式3-1に記載する。
	なお、配置予定の技術者は、一つの工事に複数の候補技術者を配置予定す
	ること(この場合、資格等の評価が低い者で審査する。)、また同一の技術
	者を重複して複数工事に配置予定することは差し支えないものとする。
	ただし、競争参加申請時に同一の技術者を重複して複数工事に配置予定
	する場合等は、他の工事への申請状況を別記様式3-3に記載する。また、

記載事項	内容に関する留意事項
HUTA T A	他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなく
	なったときは、直ちに競争参加資格の確認の申請の取下げ又は入札の辞退
	を行わなければならない。これらの行為を行わず入札した者については、指
	名停止等措置要領に基づく指名停止を行う場合がある。
	同種工事の経験は、着手から竣工までの一貫した経験を原則とする。これ
	以外の場合、同種工事(上記1)と同様)で定義する工種を配置予定技術者
	が担当したことを証するため、工程表など配置予定技術者の経験を判断で
	きる資料を提出すること。
	本工事の施工に当たり、配置予定技術者は専任(受注金額が4,000万円以
	上(建築工事の場合は8,000万円以上)の場合を対象。専任期間は15(5)
	配置予定監理技術者等の専任期間による。) で配置するものとし、記載した
	配置予定技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児、介護または退
	職等、真にやむを得ない場合に限る。
	直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する資料として、監理技術者資格者
	 証(表と裏)又は健康保険被保険者証等の写しを提出すること。
	7 (1) ア評価項目のうち、配置予定技術者の資格取得後の経験年数は、
	一級、二級の区別なく、土木施工管理技士の資格取得後の経験年数を評価す
	るため、二級の資格取得後に一級の資格を取得している場合は、二級の資格
	を証明できる資料の写しも提出すること。ただし、一級の資格のみで5年以
	上となる場合は省略できる。
	落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定監理
	技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがあ
	る。
3-1)優良工事表	農業農村整備等全国直轄工事(令和3年度~令和5年度(表彰を受けた年
彰実績 (企業)	度))において、大臣・農村振興局長表彰を、近畿農政局管内直轄工事(令
	和3年度~令和5年度(表彰を受けた年度))において近畿農政局長の優良
	工事表彰を受賞している場合には、表彰状の写しを提出すること。(複数あ
	る場合には最も高いもの1件でよい)
3-2)表彰実績	農業農村整備等全国直轄工事(令和3年度~令和5年度(表彰を受けた年
(企業)	度))において、農業農村工学会が認定する「全国土地改良工事等学術技術
	最優秀賞」を受賞している場合には、表彰状の写しを提出すること。
4) 工事成績評定	農業農村整備等全国直轄工事(令和3年度~令和5年度(完成した年度))
(企業)	において、請負工事すべての工事成績評定通知書を提出すること。
	なお、意図的に工事成績評定通知書を提出しない場合には、虚偽の申請を
	行ったものとする場合がある。
5) 地域精通度	当該工事実施地域内(近江八幡市、東近江市、愛荘町、豊郷町)に本社(本
	店)を有していること、又は滋賀県発注の農業農村整備工事に係る優良工事

14年15	中央に関するの英事項			
記載事項	内容に関する留意事項			
	表彰実績(知事・部長/令和3年度~令和5年度(表彰を受けた年度))が			
	ある場合は証する資料を提出すること。			
6-1)地域貢献活	近畿農政局管内(令和3年度~令和5年度)において、優良工事表彰にお			
動への支援(農業	ける地域貢献活動の表彰実績がある場合には表彰状の写しを提出するこ			
農村整備事業関	と。(優良工事表彰における地域貢献活動の表彰実績の対象は、近畿農政局			
連の継続的な支	のホームページ掲載の「近畿農政局所管農業農村整備事業等優良工事等の			
援活動)	請負者等の表彰のうち地域貢献活動に係る応募要領」を参照			
	http://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/hyosho/2013boshu.html)			
	近畿農政局管内(令和3年度~令和5年度)において、次の地域貢献活動			
	で企業が開催、共催、または協賛等で参画した実績がある場合には、継続的			
	な活動実績を証する資料を提出すること。ただし、添付する資料は主催者等			
	からの証明書類(感謝状、証明書等)のみでよく、その他資料は省略可能と			
	する。			
	また、全ての実績資料を添付する必要は無く、過去3年間での年1回以上			
	の連続した2カ年以上の地域貢献活動の実績がわかる資料を提出する事で			
	- 足りる。詳細については、別紙2に記載のとおり。			
	① 農地・農業用水等の資源保全			
	② 農村環境保全			
	③ 造成施設の保全管理			
	④ 住民参加型直営施工の支援			
	⑤ 耕作放棄地解消活動			
	⑥ 農村地域防災活動の支援			
	⑦ その他農村地域の振興に寄与する活動			
6-2)地域貢献活	近畿農政局管内(令和5年度)において、地域農産物の消費拡大として生			
動への支援(地域	産から流通、消費等の各段階で、企業の自発的取組又は第三者との連携によ			
農産物消費拡大	る活動実績がある場合には、活動実績を証明する資料を提出すること。ただ			
等活動) 管内	し、無償によるものに限る。			
	詳細については、別紙2に記載のとおり。			
6-3)地域への貢	国、地方公共団体、特殊法人、土地改良区等と申請書提出期限の日におい			
献(災害協定)	て土地改良施設等を対象とした災害協定の締結がある場合には、協定の締			
管内				
6-4)地域への貢	令和3年度~令和5年度において災害活動実績がある場合には、活動実			
献(災害活動実	│ │績を証する資料を提出すること。(災害協定の締結の有無を問わない。土地			
績)管内	改良施設等以外も対象。)			
	また、国及び地方公共団体の除雪作業(通常時含む)、及び家畜防疫活動			
	(防疫協定の有無を問わない。)についても活動実績を証する資料を提出す			
	ること。			

記載事項	内容に関する留意事項
7)当該地域内での	当該工事実施地域内(令和3年度~令和5年度(完成した年度))におい
施工実績	て農業農村整備関係部門(国営、都道府県営、団体営)工事の施工実績が有
	る場合には、別記様式2−2に記載するとともに実績を証する資料を提出
	すること。ただし、上記1)と同様であれば省略できる。
8)当該年度の管内	令和6年度に近畿農政局管内直轄工事を契約した件数(公告開始日時点)
直轄工事の契約	を記載すること。年度途中で完了しても、上記期間に契約した件数としてカ
件数(契約金額	ウントする。
(税込み)250万円	なお、受注実績及び受注額を証するため、工事請負契約書(当初)の写し
以上を対象)	を提出すること。
9)週休2日制の履	近畿農政局管内直轄工事(令和5年度(通知を受けた年度))において、
行実績	週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書の通知を受けている場
	合には、証明書の写しを提出すること。
	共同企業体にあっては、構成員のいずれかが証明書の通知を受けていれ
	ば評価する。
10) ワーク・ライフ・	ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況を確認するため、
バランス等推進	申請書及び技術提案書に加えて、別添様式1又は様式2を提出すること。
	認定通知書の写し又は行動計画届出書の写しを添付すること。(外国法人
	については、内閣府による認定等相当確認通知書の写しにより確認する。)
11)賃上げの実施を	評価項目「賃上げの実施を表明した企業等」で加点を希望する入札参加者
表明した企業等	は、別紙様式1の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」(以下「表明書」
	という。)を提出すること。なお、共同企業体が加点を受けるには各構成員
	による表明が必要である。
	本項目で加点を受けた契約の相手方に対しては、契約の相手方が提出した
	表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、契約の相手方の事業
	年度等が終了した後、契約担当官等が確認を行うため、別紙様式2の1又は
	別紙様式2の2の「従業員への賃金引上げ実績整理表」とその添付書類とし て「法人事業概況説明書」(別紙様式3)又は「給与所得の源泉徴収票等の
	法定調書合計表」(別紙様式4)の提出を求める。
	具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げ
	を表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」(別紙様式3)の「「10
	主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額」
	(以下「合計額」という。)を「4期末従業員等の状況」のうち「計」で除
	した金額を比較することにより行うこととする。中小企業等にあっては、上
	記の比較をすべき金額は、事業年度単位の場合は別紙様式3の「合計額」と
	する。
	また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等
	の法定調書合計表」(別紙様式4)の「1給与所得の源泉徴収票合計表(375)」

記載事項 内容に関する留意事項 の「風俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金 額により比較することとする。中小企業等にあっては、上記の比較をすべき 金額は、暦年単位の場合は別紙様式4の「支払金額」とする。 上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公 認会計士等の第三者により、上記基準と同等に賃上げ実績を確認した旨の書 類等が提出された場合には、このことをもって上記書類による賃上げ実績の 確認に代えることができる。この場合の提出方法、考え方及び具体的な例は 別紙様式5のとおりである。 なお、上記の確認を行った結果、契約の相手方の賃上げが賃上げ基準に達 していない場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又 は上記の書類等が提出されない場合は、別途、契約担当官等が通知する減点 措置の開始の日から1年間、総合評価落札方式による入札に参加する場合に は、減点を行う。 共同企業体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達 成となった場合、その後の減点措置は当該共同企業体、未達成となった構成 員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同企業体に対して 行う。 減点の割合は、当該入札における加点に1点を加えた点を減点するもの とする。 経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位 か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等 に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために 表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不 整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を 受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。 12) 不正又は不誠実

な行為等

不正又は不誠実な行為等により、下表の措置対象を受けたものについて、 該当する対象期間に基準日が含まれる場合、減点対象とする。

基準日	競争参加資格申請書の提出期限日
措置対象	営業停止(国交省、都道府県知事)
	指名停止、文書注意(管内直轄)
対象期間	文書注意の場合、発出日から2ヶ月間
	指名停止3ヶ月未満の場合、措置終了後3ヶ月間
	指名停止3ヶ月以上6ヶ月未満の場合、措置終了後6ヶ月間
	指名停止6ヶ月以上の場合、措置終了後12ヶ月間
	営業停止 措置終了後12ヶ月間

マイナス評価期間(上表の対象期間)中に再度措置(同一の行為により、 営業停止、指名停止を措置された場合等を含む) された場合は、後発の措置

記載事項	内容に関する留意事項
	終了の日と比較して長期となる期間をマイナス評価期間とする。
	文書注意とは、事務所等の長から法令遵守等の違反で文書により注意が
	あった場合とする。
13)配置予定技術者	7 (1) アに示す資格を取得している場合は、それらを証明できる資料の
が併せ持つ資格	写しを提出すること。
14)工事の施工経験	近畿農政局管内(平成26年度~令和5年度(完成した年度))において、
管内	主任(監理)技術者・現場代理人・担当技術者として7(1)アに記載の工
	事の経験がある場合は、別記様式3-2に記載する。ただし、上記2)と同
	様であれば省略できる。
	施工経験とは、着手から竣工までの一貫した経験を原則とする。これ以外
	の場合、7(1)アの表中に記載の工事の施工経験において定義する工種、
	構造及び施工規模を配置予定技術者が担当したことを証するため、工程表
	など配置予定技術者の経験を判断できる資料を提出すること。
15-1)優良工事表彰	上記3-1)の表彰状の写しを提出すること。(主任(監理)技術者・現
実績(技術者)	場代理人・担当技術者として契約工期の2/3以上又は1年以上従事した
	工事に限る) なお、受賞工事に配置予定技術者が従事していたことを証する
	ため、CORINSの写し等を提出すること。
15-2) 表彰実績(技	農業農村整備等全国直轄工事(令和3年度~令和5年度(表彰を受けた年
術者)	度)、主任(監理)技術者・現場代理人・担当技術者として契約工期の2/
	3以上又は1年以上従事した工事に限る))において、農業農村工学会認定
	する「全国土地改良工事等学術技術最優秀賞」を受賞(複数ある場合には最
	も高いもの1件でよい)している場合には、表彰状の写しを提出すること。
	なお、受賞工事に配置予定技術者が従事していたことを証するため、CO
	RINSの写し等を提出すること。
16) 当該地域内での	当該工事実施地域内の農業農村整備関係部門 (国営、都道府県営、団体営)
施工経験	工事(令和3年度~令和5年度 <u>(完成した年度)</u>)で、主任(監理)技術者・
	現場代理人・担当技術者として、着手から竣工までの一貫した施工経験が有
	る場合は、別記様式3-2に記載するとともに実績を証する資料を提出す
	ること。ただし、上記2)と同様であれば省略できる。
17)継続教育への取	次の継続教育について、令和4年度の取得ポイントがある場合には、それ
組状況	を証する証明書(印なしは認めない)の写しを提出すること。
	・農業土木CPD
	・土木施工管理技士CPDS等

(7) 競争参加資格の確認の結果は、別表1③に示す期日までに通知するが、競争参加資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、競争参加資格があると認めた者が指名停止 措置要領に基づく指名停止を受けた場合、競争参加資格の確認の通知を取り消し、競争参加 資格がないと認めたことを通知する。

- (8) 上記 (7) の競争参加資格確認通知は、電子入札システム(紙入札者に対しては書面で通知)で行うこととする。
- (9) 競争参加資格確認通知後に競争参加資格があると認められた者が入札を辞退または行わなかった場合、別冊入札心得に示すとおり申し出なければならない。

また、入札辞退届とは別に辞退理由を別記様式8により、上記3に記載の担当部局へ別表 1⑤に示す日時までに郵送若しくは持参により提出すること。

(10) その他

- ア 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 分任支出負担行為担当官は、提出された申請書及び確認資料を、競争参加資格の確認以 外に提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申請書及び確認資料は返却しない。
- エ 提出期限以降における申請書又は確認資料の差替え及び再提出は特別な理由がない限り 認めない。
- オ 申請書に虚偽の記載をした場合は、申請書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者 に対して指名停止を行うことがある。
- カ 申請書及び確認資料に関する問い合わせ先 上記(3)イに同じ。

7 総合評価落札方式に関する事項

(1) 評価の基準

ア 加算点(企業評価) 30点

評価項目	評価基準	配点	評価点数
【企業評価】			
優良工事表彰実績(地域貢献活動表彰を除く)※3	大臣、農村振興局長(全国直轄:地方農政局、北 海道開発局及び沖縄総合事務局管内)※2	2. 0	
農業農村整備等直轄/過去	近畿農政局長(管内)※2	1.0	
3年間	事業(務)所長(管内)※2	0. 5	
表彰実績※3 全国直轄(地方農政局、北 海道開発局及び沖縄総合事 務局)/過去3年間	公益社団法人農業農村工学会が認定する全国土 地改良工事等学術技術最優秀賞(表彰を受けた 年度)	1.0	20. 5
工事成績評定 (平均点)	80点以上	2. 0	
※3農業農村整備等全国直 轄/過去3年間	75点以上~80点未満	1. 0	
地域精通度※3	当該工事実施地域内(近江八幡市、東近江市、愛	1.0	

評価項目	評 価 基 準	配点	評価
	— · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		点数
	荘町、豊郷町)に本社(本店)を有していること、		
	又は滋賀県発注の農業農村整備工事に係る優良		
	工事表彰実績有り(知事・部長/表彰を受けた年		
	度)		
地域への貢献、地域貢献活	優良工事表彰における地域貢献活動の表彰実績	0.0	
動への支援(農業農村整備	有り(直轄)※2	2. 0	
事業関連の継続的な支援活	管内における農地・農業用水等の資源保全、造成		
動)(無償に限る)	施設の保全管理、農村環境保全、住民参加型直営		
管内/ <u>過去3年間</u> ※5(1)	施工、耕作放棄地解消活動、農村地域防災活動等	1.0	
	に対して企業としての継続的な支援実績有り※		
	2		
地域への貢献、地域貢献活	優良工事表彰における地域貢献活動の表彰実績		
動への支援(地域農産物消	有り(直轄)。	2.0	
費拡大等活動)(無償に限	会社の自発的取組であって、かつ第三者との連		
3)	携した活動実績。※6	1.0	
・			
H 1 1 1 10 1	云山の日元的な伯勒大順。入り	0. 5	
地域への貢献	土地改良施設等を対象とした国、地方公共団体、		
地域貢献活動への支援	特殊法人、土地改良区等との災害協定の締結有		
(災害協定) 管内	り(所属する建設協会等が協定を締結する場合	1.0	
	を含む。申請書提出期限の日において締結を行		
	っているもの)		
地域への貢献、地域貢献活	災害協定に基づく災害活動実績有り(除雪作業		
動への支援(災害活動実績)	は含まない)※2	1. 0	
(有償・無償を問わない)	災害協定に基づかない災害活動実績		1
管内/過去3年間	国及び地方公共団体の除雪作業(通常時も含む)		
	家畜防疫活動実績(防疫協定の有無を問わない)	0. 5	
	*2		
	当該工事実施地域内(近江八幡市、東近江市、愛		
過去3年間※3	荘町、豊郷町)等での農業農村整備関係部門(国	2. 0	
	営、都道府県営、団体営)工事の施工実績有り。		
 当該年度の管内直轄工事	0件	3. 0	
の契約件数	1件		
(契約金額(税込み)250万		1. 0	
円以上を対象)	2件以上	0.0	
ログエでハボノ			

評価項目	評価基準	配点	評価点数
週休2日制の履行実績 管内直轄/過去1年間	「週休2日制工事の促進における履行実績取組 証明書」の通知を受けた実績有り	1.0	
ワーク・ライフ・バランス 等推進に係る認定の取得状 況等	次に掲げるいずれかの認定等を受けている。 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する 法律(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進 法」という。)に基づく認定等(えるぼし認定企業等)※4(1) ・次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第 120号)に基づく認定(くるみん・プラチナくるみん認定企業)※4(2) ・青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号。以下「若者雇用促進法」という)に 基づく認定(ユースエール認定企業)※4(3)	0.5	
賃上げの実施を表明した企業等 不正又は不誠実な行為等	令和6年4月以降に開始する最初の事業年度又は令和6年(暦年)において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】※7令和6年4月以降に開始する最初の事業年度又は令和6年(暦年)において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】※7営業停止(国交省、都道府県知事)、指名停止、	2.0	
※1 管内直轄	文書注意(管内直轄)の履歴有り	-2	1
【技術者評価】 配置予定技術者の資格取得 後の経験年数	一級又は二級土木施工管理技士:5年以上	1.0	
配置予定技術者の保有資格	技術士(農業土木)、農業土木技術管理士、農業水利施設機能総合診断士、農業水利施設補修工事品質管理士	1.0	
工事の施工経験※3 管内 主任(監理)技術者、現場	過去3年間 下記工事以上の施工実績有り。 工事:管水路工 止水バンド φ 1,500mm以上の施工をした工事※2	2. 0	
代理人、担当技術者として の従事を評価	過去10年間 上記工事以上の施工実績有り。※ 2	1.0	11.0

評価項目	評価基準	配点	評価点数
優良工事表彰実績※3 農業農村整備事業等直轄/ 過去3年間	大臣、農村振興局長(全国直轄:地方農政局、北海道開発局及び沖縄総合事務局管内)※2	2. 0	
□云 3 中间 ■ 主任(監理)技術者、現場	近畿農政局長(管内)※2	1.0	
代理人、担当技術者として の従事を評価	事業(務)所長(管内)※2	0. 5	
表彰実績※3 全国直轄(地方農政局、北海道開発局及び沖縄総合事務局)/過去3年間 主任(監理)技術者、現場 代理人、担当技術者として の従事を評価	公益社団法人農業農村工学会が認定する全国土 地改良工事等学術技術最優秀賞(表彰を受けた 年度)	1.0	
当該地域内での施工経験 過去3年間※3 主任(監理)技術者、現 場代理人、担当技術者とし ての従事を評価	当該工事実施地域内(近江八幡市、東近江市、愛 荘町、豊郷町)等での農業農村整備関係部門(国 営、都道府県営、団体営)工事の施工実績有り。	2.0	
継続教育への取り組み状況	農業農村整備に関する継続教育【公益社団法人 農業農村工学会の証明】の <u>前々年度取得ポイン</u> ト証明(15ポイント以上) 有り※2、※5(2)	2.0	
	上記以外の建設系CPD協議会に加盟する機関が発行する継続教育の <u>前々年度取得ポイント証明</u> (合計15ポイント以上) 有り※2、※5(2)	1.0	

- ※1 共同企業体については、構成員のいずれかが評価基準に該当する場合、評価点にマイナス2点を加算する。
- ※2 評価基準が複数ある評価項目については、いずれか該当する項目で評価する。 (評価基準が複数該当する場合は、点数が高い項目で評価)
- ※3 評価の対象から除外する工事実績

工事に係る取引において、当該事業者又は当該事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者が行った入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)、刑法(明治40年法律第45号)、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)又は国家公務員法(昭和22年法律第120号)に違反した行為が認められた工事は、企業及び技術者の工事実績の評価の対象から除外

する。

- ※4 ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等
 - (1) 女性活躍推進法第9条に基づく認定を受けている企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定している企業(常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。)をいう。
 - (2) 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正後の認定基準に基づく認定。

同省令による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置に基づく 認定。

- (3) 若者雇用促進法第15条に基づく認定を受けている企業。
- ※5 緊急事態宣言が発動された年の措置
 - (1) 緊急事態宣言が発動された年は「継続的な活動実績」の対象期間から除外し、「緊急事態宣言が発動された年を除く過去3年間」に読み替えることができる。
 - (2) 緊急事態宣言が発動されたことによりCPD取得に影響が生じたと判断される場合は、「緊急事態宣言が発動された年を除く過去3年間」に読み替えることができる。
- ※6 地域農産物消費拡大等活動の具体的事例

地域農産物消費拡大等活動における会社の自発的取組又は第三者との連携した活動の 具体的な取組事例は、別紙1に記載のとおり。

※7 賃上げの実施を表明した企業等

大企業又は中小企業等のどちらに該当するかは、中小企業等は法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者(ただし、同条第6項に該当する者は除く。)とし、大企業は中小企業等以外の者とする。

(2)総合評価の方法

ア「標準点」を100点とし、「加算点」の最高点を30点とする。

イ「加算点」の算出方法は、上記(1)イの評価項目(企業評価)について評価した結果、得られた「評価点数の合計値」に、加算点の最高点30点を評価点数の最高点(満点)31.5点で除した値を乗じて求められる点数を「加算点」として与える。

{加算点=評価点数の合計値×(加算点の最高点30点/評価点数の最高点31.5点)}

- ウ価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価落札方式(簡易Ⅱ型)は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格(以下「予定価格」という。)の制限の範囲内での入札参加者の「標準点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値({標準点+加算点}/入札価格、以下「評価値」という)により行う。
- エ「企業評価」について複数の候補者の記載がある場合は評価の低いもので評価するものと する。

(3) 落札者の決定方法

- ア 入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。 なお、落札の条件は、次のとおりとする。
 - (ア)入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
 - (イ)「評価値」が、標準点を予定価格で除した数値(「基準評価値」)を下回らないこと。 ただし、落札者となるべき者の「入札価格」によっては、その者により当該契約の内 容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締 結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当である と認められるときは、落札の条件(ア)及び(イ)を満たす者かつ適切な「入札価格」と 考えられる入札をした者のうちから、「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。
- (ウ)配置予定技術者の資格要件を満たしていること。
- イ 上記アにおいて、評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて 落札者を決定する。

8 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面(現場説明書の別紙様式5 (Microsoft Excel))により提出すること。ただし、見積条件等に関する質問は除く。
 - ア 提出期間:別表1②に示す日時
 - イ 提出場所:上記3の担当部局に同じ
 - ウ そ の 他:電子メールにより提出するものとし、受信確認の返信メールをもって質問を 受領したこととみなす。その他の方法によるものは受け付けない。
 - エ 回答方法:申請書の提出期限日までに電子入札システム(紙入札者に対しては電子メール)により行う。
- (2) 見積条件等に関する質問は、6 (7) に示す競争参加資格の確認通知後に受け付けるものとし、次に従い、書面(現場説明書の別紙様式5 (Microsoft Excel)) により提出すること。
 - ア 提出期間:別表1②"に示す日時
 - イ 提出場所:上記3の担当部局に同じ
 - ウ そ の 他:電子メールにより提出するものとし、受信確認の返信メールをもって質問を 受領したこととみなす。その他の方法によるものは受け付けない。
 - エ 回答方法:電子入札システム(紙入札者に対しては電子メール)により行う。

9 苦情申立て

- (1) 6 (7) の競争参加資格の確認の結果通知により競争参加資格がないと認められた者は、 分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、通知を受けた 日の翌日から起算して7日(行政機関の休日を除く。)以内に書面(様式は自由)により説明 を求めることができる。
 - ア 提出場所:3の担当部局に同じ
 - イ 提出時間: 行政機関の休日を除く毎日午前9時から12時、午後1時から午後5時まで。

(2) 分任支出負担行為担当官は、前記の説明を求められたときは、説明を求める書面を受け取った日から7日(行政機関の休日を除く。)以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

10 再苦情申立て

(1)上記9(2)の回答において、競争参加資格がないと認めた理由に不服がある者は、上記9(2)の回答書を受け取った日から7日(行政機関の休日を除く)以内に、書面により近畿農政局長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

再苦情申立てについては近畿農政局入札等監視委員会が審議を行う。

(2) 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間

ア 受付窓口:近畿農政局総務課監査官

〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町

TEL: 075-451-9166

イ 受付時間:午前9時から12時、午後1時から5時まで

(3) 再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の入手先:上記(2) に同じ

11 入札の執行

(1) 入札、開札の日時、場所及び提出方法

ア 入札 (開札) 日時:別表1⑤に示す日時

イ 入札 (開札) 場所: 近畿農政局入札室

ウ 提出方法:受付期間内に電子入札方式により提出すること。

ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参すること。

電子入札方式による入札の締め切りは、別表1④に示す日時。

紙入札方式による同締め切りは、別表1⑤に示す日時とし、上記ア、イに持 参により提出する。

(2) 第1回の入札に際しては、入札参加者に工事費内訳書の提出を求める。

ア 工事費内訳書の提出方法

入札参加者は、押印(電子入札方式により工事費内訳書を提出する場合を除く。)及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならず、契約担当官又は支出負担行為担当官(分任官、代理官、及びこれらの者の補助者を含む。)が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。

また、工事費内訳書が別表各項に掲げる場合に該当するものについては、近畿農政局競争契約入札心得第7条第11号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

(別表)

1 未提出であると	(1)	工事費内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
認められる場合(未	(2)	工事費内訳書とは無関係な書類である場合
提出であると同視	(3)	他の工事の工事費内訳書である場合

できる場合を含む)	(4)	白紙である場合
	(5)	工事費内訳書に押印が欠けている場合(電子入札方式に
		より工事費内訳書が提出される場合を除く。)
	(6)	工事費内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項	(1)	内訳の記載が全くない場合
が欠けている場合	(2)	入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たして
		いない場合
3 添付すべきでな	(1)	他の工事の工事費内訳書が添付されている場合
い書類が添付され		
ていた場合		
4 記載すべき事項	(1)	発注者名に誤りがある場合
に誤りがある場合	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	工事費内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合		

(ア) 電子入札方式の場合

工事費内訳書は、農林水産省電子入札システムのホームページからダウンロードした 工事費内訳書作成ツールを用い、同ホームページからダウンロードした当該工事の工事 費内訳書雛形データにより作成するものとする。提出は、第1回の入札時に電子入札方 式により送信すること。その他の方法によるものは受け付けない。

(イ) 紙入札方式の場合

工事費内訳書は、農林水産省電子入札システムのホームページからダウンロードした 工事費内訳書作成ツールを用い、競争参加資格の確認通知とともに交付した資料の中の 工事費内訳書雛形の様式で作成するものとし、第1回の入札時に提出(CD-R+紙)する こと。その他の方法によるものは受け付けない。

イ 工事費内訳書は、返却しない。

また、工事費内訳書を、必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

(3) 入札執行回数は、原則として、2回を限度とする。

ア 入札方法

原則として電子入札方式で行う。ただし、電子入札方式によりがたい者であって、紙入札方式の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得た者は紙入札方式に変えることができる。

また、紙入札方式の承諾を得た場合において持参による入札を認める。

郵送又はFAXによる入札は、認めない。

入札書を持参する場合は、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状も持参すること。

- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札 の日時については、電子入札方式、紙入札方式により混雑する場合があるため、発注者か ら指示する。開札時間から30分後には発注者から再入札通知書を送信するので、パソコン の前で暫く待機すること。再開処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば発注者 から連絡する。

12 入札の無効

本公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

また無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のあることを確認された者であっても、 開札の時において上記5に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

- 13 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 納付。

額は請負代金額の10分の1以上(保管金の取扱店 日本銀行京都支店) ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

- ア 利付国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行京都支店)
- イ 金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証。(取扱官庁 近畿農政局湖東平野農業水利事業所)

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

14 支払条件

別冊契約書(案)のとおり

15 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 手続における交渉の有無無。

(3) 契約書作成の要否 要。

(4) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定主任(監理)技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の 変更は認められない。

(5) 配置予定技術者の専任期間

配置予定技術者の専任(専任要否含む)にあっては、建設業法第二十六条第一項、第二項及び政令第二十七条第一項の定めによるものとする。専任で配置する場合の配置予定技術者の工事現場への専任期間は契約工期を基本とするが、次に掲げる期間については配置予定技術者の工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、設計図書もしくは打合せ簿等の書面により明確にするものとする。

- ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入 又は仮設工事等が開始されるまでの期間)。現場施工に着手する日については、請負契約の 締結後、監督職員との打合せにおいて定めるものとする。
- イ 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査、かんがい期の通水等により、工事を全面的に一時中止している期間。
- ウ 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。
- (6) 現場説明会は実施しない。現場説明会に代わる書類として必要なものは、競争参加資格の 確認通知日以降に併せて以下により交付するので、入札参加者は交付を受けたうえで入札に 参加するものとする。
 - ア 電子入札方式の場合 電子入札方式により交付する。
 - イ 紙入札方式の場合 紙入札者に対しては、競争参加資格の確認通知と併せて郵送により交付する。
- (7)入札参加者は、別冊近畿農政局入札心得及び別冊契約書(案)を熟読し、近畿農政局入札 心得を遵守すること。
- (8) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方と随意契約による締結する予定の有無 無
- (9) 契約締結後のVE提案

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることな

く請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係わる設計図書の変更について、発注者に提案(以下「VE提案」という。)することができる。この提案が適正と認められた場合は、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細については特別仕様書による。

- (10) VE提案内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。
- (11) 発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においてもVE提案を行った建設業者の責任が否定されるものではない。
- (12) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3に同じ。
- (13) 一般競争参加資格の確認を受けていない者の参加

5 (2) に掲げる一般競争参加資格の確認を受けていない者も、上記6により申請書、確認資料及び入札時の技術提案を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時までに、当該資格の確認を受け、かつ、競争参加資格の認定を受けていなければならない。

(14) 電子入札について

- ア 本工事は、原則として電子入札方式により技術資料の提出・受領に関わる確認及び入札 を行うが、手続当初から電子入札方式によりがたい場合には、事前に発注者の承諾を得て 紙入札方式に変えることができるものとする。(別記様式5によるものとする。)
- イ 電子入札方式による手続き開始後に、紙入札方式への途中変更は原則的に行わないものとするが、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更するものとする。(別記様式6によるものとする。)
- ウ 電子入札方式に障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合 がある。

電子入札方式に係わる運用については、「農林水産省電子入札運用基準標準例」(電子入 札センターホームページ: https://www.maff-ebic.go.jp/menu.html) による。

- (15) 当該手続き等についての問い合わせ先
 - ア 当該手続き等についての問い合わせ先 上記3に同じ
 - イ 電子入札システムについての問い合わせ先

農林水産省 電子入札ヘルプデスク

TEL:048-254-6031 (代表) FAX:048-254-6041

質問のメールを送信する際には、会社名(機関名)、部署名、役職、氏名、連絡先を記入すること。Email: help@maff-ebic.go.jp

(16) 営業所の専任技術者と工事の配置予定技術者の重複確認について

落札者となった者は、落札決定後、契約締結までに配置予定技術者が営業所の専任技術者と重複していないことが確認できる以下の資料として、建設業法施行規則第3条に定める専任技術者証明書(写)(様式第八号(1)、又は、様式第八号(2)(建設業の許可の更新後に専任技術者の変更があった場合は、該当する者が記載された様式第八号(1)を含む。))を提出すること。

(17) 工事の施工効率向上対策について

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策(農水省 WEB サイト http://www.maf f.go.jp/j/nousin/sekkei/index.html を参照)」を十分に理解のうえ、対応するものとする。

ア 工事円滑化会議

工事着手時および新工種発生時等において、受発注者が現場条件、施工計画、工事工程 等について確認し、円滑な工事の実施を図る。

イ 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、設計変更内容、技術 提案の履行状況等について、受注者と発注者が高いレベルで確認する。

ウ 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的要因等により、工事の工期、設計及び施工等に 大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術 課題等の迅速な解決に向けて受注者と発注者が対応方針の協議・確認を行う。

(18) 下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等

- ア 受注者は、下請契約を締結する工事において、原則として、社会保険等未加入建設業者 を下請負人としない。
- イ 受注者と直接下請契約を締結する下請負人が社会保険等未加入建設業者であることが判明し、特別の事情があると認められなかった場合又は特別の事情があると認められたにもかかわらず、受注者が期間内に確認書類を提出しなかった場合には、受注者に対して次の措置を講ずるものとする。
 - (ア) 近畿農政局工事請負契約指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を行う。
- (イ) 近畿農政局工事成績等評定実施要領に基づく工事成績評定等の減点を行う。
- (ウ) 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10 分の1に相当する額を発注者に支払わなければならない。
- ウ イに掲げる下請負人以外の下請負人が社会保険等未加入建設業者であることが判明し、 特別の事情があると認められなかった場合、かつ、受注者が期間内に確認書類を提出しな かった場合には、受注者に対して次の措置を講ずるものとする。
- (ア) 近畿農政局工事請負契約指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を行う。
- (イ) 近畿農政局工事成績等評定実施要領に基づく工事成績評定等の減点を行う。
- (ウ) 当該社会保険等未加入業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10

0分の5に相当する額を発注者に支払わなければならない。

(19) 被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災 農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

お知らせ

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当省のホームページをご覧ください。

(https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf)

- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 について (令和 2 年 7 月 17 日閣 議決定)に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んで います。
- 3 本工事の施工にあたっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」及び 近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書」に基づき実施するものと します。

「近畿農政局土木工事共通事項書」は、近畿農政局ホームページに掲載しておりますので、以下のURLから入手して頂きますようお願いします。

近畿農政局土木工事共通事項書 掲載 URL

https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html

別表1 本入札手続きに係る期間等

1)	申請書及び確認資料の提	令和6年8月6日(火)から令和6年8月21日(水)
	出期限	まで(行政機関の休日を除く。)の午前9時から午後5
		時まで。
2	入札説明書に対する質問	令和6年8月27日(火)から令和6年8月30日(金)
	の受領期間	まで。
		持参する場合は、上記期間の行政機関の休日を除く毎
		日、午前9時から午後5時まで。
②"	見積条件等に関する質問	令和6年8月27日(火)から令和6年8月30日(金)
		まで。
3	競争参加資格の確認結果	令和6年8月26日(月)まで
	の通知日	
4	電子入札方式による入札	令和6年9月6日(金)午後5時
	の締め切り	
(5)	入札(開札)日時	令和6年9月9日(月)午前11時00分
	紙入札による入札の締め	
	切り	
6	技術者資料の提出期限日	令和6年9月10日(火)午後5時まで

^{※「}行政機関の休日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 条)第1項に規定する行政機関の休日をいう。

[別紙1]

企業の地域貢献活動について

1 対象とする地域貢献活動

対象とする具体的活動内容は、総合評価(標準B型及び簡易型)の評価基準に示している下記 の活動で企業が開催、共催、または協賛等で参画したものとする。

管内における農地・農業用水等の資源保全活動、造成施設の保全管理活動、農村環境保全活動、 住民参加型直営施工活動、耕作放棄地解消活動、農村地域防災活動等に対して企業としての継続 的な支援実績

(1) 農地・農業用水等の資源保全活動

地域で行われる水路の泥上げや草刈り、ため池の清掃、農道の道普請などの共同活動に企業が社員を参加させるなど、農地農業用水等の資源の適切な保全管理に寄与する活動。

(2) 造成施設の保全管理活動

水路やため池などの農業水利施設を施工した企業が、供用中の施設について大雨や地震 後に土地改良区等の施設管理者と見回りを行い、構造物の目地詰め、遮水シートの補修、 倒木の緊急処理等の適切な処理を行うなど、造成施設の健全な保全管理に寄与する活動。

(3)農村環境保全活動

ア 生態系に配慮した施設の設計・施工を行った企業が、施設造成後にその効果が発揮されているかどうかモニタリング、フォローアップを行う等、農村環境の保全に寄与する 活動。

イ 地域が行う水路法面へのグランドカバープランツ等の植栽活動等に企業が社員を参加 させ、農村景観の形成・保全に寄与する活動。

(4) 住民参加型直営施工への支援活動

住民参加型直営施工により、管理用道路の安全施設や簡易な舗装、石積水路の施工などを行う場合に、施工方法や事故防止等について技術指導を行ったり、必要に応じ資機材の提供を行うなど、直営施工を支援する活動。

(5) 耕作放棄地解消活動

市町村が策定する耕作放棄地解消計画に位置付けられた耕作放棄地を解消するための活動に企業が社員を参加させる。または、資機材の提供を行うもの。

(6)農村地域防災活動

ア 豪雨時に、溢水の恐れのある水路の天端に土嚢を積んだり、災害被害の発生に備え排水ポンプを準備・設置する等、農村地域の防災活動に企業として寄与する活動。

イ 企業の社員が「農村災害復旧専門技術者」(注)として、施設の防災点検や災害発生

時の応急対策の指導、及び地方自治体が行う災害復旧業務への技術的支援を行うなど、 地域の防災・災害復旧にかかる応援活動。

- ウ 渇水時に、揚水ポンプを土地改良区と調整しながら必要な箇所に提供・設置するなど、 地域の干ばつ被害の軽減に寄与する活動。
 - (注) 自治体の行う災害復旧を支援するため、専門資格制度として平成18年度から資格 認定が開始されたもの。(事務局は全土連)

(7) その他農村地域の振興に寄与する活動

上記 (1) ~ (6) の活動のほか、農業の有する食料を安定的に供給する機能及び多面的機能を十全に発揮させ、農村地域の振興に資するため、自治体やNPO等の団体が行う活動に対して、当該企業が相当程度貢献したと認められる場合。

管内における地域農産物消費拡大等の活動に対して企業としての支援実績

- (8)会社の自発的取組であって、かつ第三者との連携した活動実績 自社の自発的な活動であって、かつ管内の地域活動団体等との連携により、管内における地域農産物消費の拡大等に寄与する活動。
- (9) 会社の自発的な活動実績

自社の自発的な活動として取組む、管内における地域農産物消費拡大等に寄与する活動。 ※具体的な事例については、別添「地域貢献活動(地域農産物消費拡大等の活動)の一例」 を参照。

災害協定の締結・災害活動、家畜防疫活動実績

(10) 土地改良施設等(農地、農業用施設、農村振興局所管の農地保全に係る海岸及び地すべり 防止施設)を対象とした国、地方公共団体、特殊法人、土地改良区等と災害協定が締結され たものを評価の対象とする。

なお、所属する建設協会等が協定を締結する場合を含む。

- ※対象とする施設が土地改良施設等であることが提出資料により明らかでないものは評価の対象としない。
- (11) 災害活動又は家畜防疫活動(以下、「災害活動」という。)の実績(災害協定又は防疫協定の締結の有無を問わない。土地改良施設等以外も対象。実績時に災害協定がある場合は災害協定の写しを添付のこと。)

ア 災害活動の実績を評価の対象とする。

- ① 災害活動の実績とは、災害時又は家畜伝染病まん延時に、国、地方公共団体、特殊法人、土地改良区等より、緊急的に出動指示を受け、実施した活動をいう。
 - ※上記を証明する資料として、指示書、依頼書等を提出するものとする。口頭での指示の場合にあっては、後日の指示書等があり、それをもって証明できれば可とする。
- ② 災害活動にかかる訓練や演習は、災害活動の実績として、評価の対象としない。
- イ 国及び地方公共団体の除雪作業(通常時を含む)の活動実績を評価の対象とする。

- ① 除雪作業の実績は、国及び地方公共団体からの指示等による道路の除雪作業実績を評価の対象とする。
- ② 道路の除雪とは、一般交通用に供される道路(一般国道、県道、市町村道及び農道)の除雪とする。
- ③通常時とは、災害発生時でない通常の積雪時の除雪作業(凍結防止剤、融雪剤等の 散布は除く)のことをいう。

2 企業活動の認定方法

(1) 企業の貢献内容の証明

企業の地域貢献活動を認定するためには、地域貢献活動に対して、企業としての具体 的な関わりの証明が必要である。

このため、次のような企業としての支援内容を確認できる書類若しくは写真又は企業のHP若しくは公式SNSによる発信状況の提出を求めることとする。

なお、社員の活動への参加実績については、主催者の参加証等により確認することと する。

(社員の参加に対する支援の例)

- ① 職務専念義務を免除したり、会社の業務として参加することを推奨するなどにより広く社員が参加できる条件を整えた。
- ② 社員が活動に参加するのに会社の車の使用を許可したり、旅費を支給するなど、物的・経済的な支援を行った。

(活動に対する企業自らの支援の例)

- ① 活動に必要な資材、重機、オペレーター等を提供した。
- ② 活動に対し、労務提供、活動経費負担などの支援を行った。

(2) 認定に当たっての留意事項

ア 上記1 (1) \sim (7) については、過去3年間における年1回以上の地域貢献活動を連続した2カ年以上にわたり継続的に実施した実績を対象とする。

- イ 上記1(8)~(9)については、前年度に地域農産物消費拡大等の活動を実施した実績を対象とする。
- ウ 上記1 (11) については、過去3年間において1回以上の災害活動等を実施した実績を 対象とする。
- エ 上記アにおいて、緊急事態宣言が発動された年において、活動に支障が生じた場合にあっては、継続的な活動実績の対象から除くことができるものとし、「過去3年間における年1回以上の地域貢献活動を連続した2カ年以上にわたり継続的に実施した実績」を「緊急事態宣言が発動された年を除く過去3年間における継続的な活動実績」と読み替えることができるものとする。
- オ 国営事業 (務) 所の工事受注者等で構成される「安全対策協議会(仮称)」で実施され た地域貢献活動は評価の対象としない。
- カ 個人が単独で参加した活動実績については、企業活動としては認めない。

- キ 次のような場合で、企業の活動が高く評価されているとみなされる場合は、認定証明として認める。
 - ① 地方自治体やNPO等の団体から、企業に対し、表彰状、感謝状が授与されている。
 - ② 2の(1)の対象となる地域貢献活動への参加をはじめ、農村地域の振興を趣旨とする活動を行っているNPO等の団体から企業に対し表彰状等が授与されている。
- ク 上記 1 (10) については、競争参加資格申請書締切時点において、締結を行っているものを認める。また、当該機関との協定の写し等、協定の内容が確認できる資料を求める。所属する建設協会等が協定を締結する場合にあっては、協会の会員名簿等、建設協会の会員であることが確認できる資料を求める。
- キ 上記1 (1) から (9) は、無償のものを評価の対象とし、上記1 (10) 及び (11) に ついては、有償・無償問わず評価の対象とする。

地域貢献活動(地域農産物消費拡大等の活動)の一例

評価の有無	分類	取組例
	会社の自発的な取組であって、かつ第三者との連携による活動	農繁期(収穫、摘果など労力を要する作業)における ボランティア支援活動
		販売促進会へのボランティア支援
		地域特産品のPR活動(ポスター掲示)
		食に関する出前授業
		イベントでの地域農産物(加工品含む)の販売活動
評価対象		鳥獣被害防止のための防護柵、罠の設置
□ □平1ⅢXJ多		ドローンによる生育状況の確認支援
		地域特産品開発への参画
		地域産の災害用備蓄食料の確保
		自社農地で農業
	会社の自発的な活動	社員食堂における地域産品メニューの推進
		地域農産物消費における国民運動への賛同意思を名 刺に表記
	ト 一部の社員による活動	近隣の道の駅で地域農産物(加工品含む)の購入
評価対象外		一部の会社員が近隣施設でうどん打ち体験
		一部の会社員が近隣の農業法人で農業収穫体験